

## 消費者契約法の改正とその概要

2018/10 掲載

2018年6月8日、消費者契約法の改正案が可決された。今回の改正は、近年の消費者被害事例をもとに2016年改正の内容をさらに一步深め、消費者と事業者の情報格差に加え「交渉力」の格差を解消するための改正が行われた。

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日(2019年6月15日)から施行されるため、原則として改正事項については11月試験では範囲外となるが、最新の知識としてしっかりと身に付けておきたい。

### 1. 主な改正点

#### ①契約時の内容説明努力義務を明確化(第3条1項)

契約条項の作成については、解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮すること、情報の提供については、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供することが明確化された。

#### ②取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

##### 【追加された項目】

(不当な勧誘行為の種類)

- 1 願望の実現に抱く過大な不安をあおる告知(第4条第3項第3号)……例:就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生 成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘
- 2 恋愛感情等の好意の感情に乗じた人間関係の濫用(第4条第3項第4号)……例:消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと 関係を続けない」と告げて勧誘
- 3 加齢又は心身の故障による判断力の低下を利用した不安をあおる告知(第4条第3項第5号)……例:認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「この食品を買って食べなければ、今の健康は維持できない」と告げて勧誘
- 4 霊感等合理的に実証することが困難な特別な能力による知見を用いた告知(第4条第3項第6号)……例:「私は霊が見える。あなたには悪霊が憑いておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘
- 5 契約締結前に債務の内容を実施し、原状回復を困難にすること(第4条第3項第7号)……例:注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求

6 契約締結前に事業活動が特に実施したものである旨及び損失の補償を請求（（第4条第3項第8号）

7 不利益事実の不告知（第4条第2項）について要件緩和（故意の要件について、重過失を追加）……例：「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを故意に告げず、マンションを販売 →故意要件に重過失を追加

（無効となる不当な契約条項）

8 事業者が自分の責任を自ら決める条項（第8条及び第8条の2の各号の改正）……例：「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は 損害賠償責任を負う」

9 消費者の後見開始等を理由とする解除条項（第8条の3）……例：「賃借人（消費者）が成年被後見人になった場合、直ちに、賃貸人（事業者）は契約を解除できる」

参考：消費者庁ホームページ

詳しくは消費者庁 HP（下記 URL）参照のこと。

（[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/amendment/2018/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2018/)）